

第1章 介護保険制度における介護給付適正化の重要性

1. 介護給付適正化が必要な事由（重要性）

介護給付の適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者がルールに従って適切に提供するよう促すことである。

2. 介護給付適正化事業における二つの視点

介護給付の適正化を図ることは、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ、介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

3. 第2期大阪府介護給付適正化計画のねらい

介護給付の適正化を効率的かつ円滑に進めるためには、国、府及び保険者が一体となって、地域の実情に応じた戦略的な取組を進めていくことが重要である。

これまで、介護給付の適正化の取組の重要性に鑑み、国においては、事業の実施に必要な情報提供、システムの改善、所要の財政措置及び制度の見直しの検討などの支援を、府においては、監査・指導の充実強化並びに保険者が実施する事業に対して地域の実情に応じた支援策を、市町村においては、介護保険の保険者として効果的な事業の実施を、それぞれ取り組んできた。

一方、平成23年6月15日通常国会において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設、保険料率の増加の抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護福祉士等による喀痰吸引等の実施等の措置を講ずることなどが規定された改正介護保険法が成立し、介護給付の適正化の取組みの重要性はさらに高まるものと考えられる。

これまでの実施状況等を踏まえ、より効率的・効果的な取組を継続していく必要があることから、本計画は、平成19年度に策定した「大阪府介護給付適正化計画」を第1期計画として、府内市町村及び大阪府国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）と共同して設置する「大阪府介護給付適正化計画評価検討会」（以下「検討会」という。）において、府内市町村の意見及び実情等を踏まえ、「第2期（平成23年度～平成26年度）介護給付適正化計画」に関する指針（平成23年3月31日付け老介発0331第2号）（以下「国指針」という。）に基づき、「第2期（平成23年度～平成26年度）大阪府介護給付適正化計画」として策定するものである。

(国指針に基づく基本方針)

(1) 主要 6 事業の継続と新たに追加する項目

「要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）」「ケアプランの点検」「住宅改修の適正化」「縦覧点検」「医療情報との突合」「介護給付費通知」の主要 6 事業について、より効率的・効果的な適正化事業の実施を目指しつつ、着実に実施を継続するとともに、新たに、「福祉用具購入・貸与調査」「給付実績の活用」の事業の実施について、実施目標を設定して取組む。

このため、大阪府は、事業の実施を側面から支援するため、国保連合会等関係機関と連携しつつ、担当職員向けの研修事業の実施、介護支援専門員等事業所の資質向上につながる取組、権限移譲を踏まえた保険者における指導・監督体制の構築等を計画期間中の主な柱として支援策を検討する。

(2) 国保連適正化システムの活用の推進

国指針において、費用対効果が最も見込まれるものとして、優先的に実施するよう位置づけられている「縦覧点検・医療情報との突合」については、府内保険者では実施率がほぼ 100% となったことから、更に、行政事業レビューでも指摘のあった「国保連介護給付適正化システム」を有効活用し、従来から実施している事業と、新たに「給付実績の活用」を含めて、保険者における指導監督体制の充実を図りつつ、効果的な事業の実施を検討する。

(3) 事業の優先実施と進捗状況の管理

各保険者において、確実に成果が見込まれる事業を中心に、点検の実施率、月数、回数等を増やすべく、より工夫を凝らした内容を検討するとともに、個々の事業の進捗状況の把握に努め、実施結果の評価・分析を行う。